

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(下)

— 金・ドル交換停止以降の国際通貨関係の解明のために —

小 西 一 雄

はじめに

一 不換制下の国際通貨関係の一般的特徴

(一) 不換制下の国際通貨関係の多様性

(二) 不換制下の「事実上の金平価」と為替相場

補論一

(三) 不換制下における最終決済手段としての金の機能

補論二

(以上前号)

二 IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義

(一) IMFの国際通貨制度の「二元論」的性格

(二) 統一的固定相場制における基準通貨としてのドル——金・ドル

交換の意義(1)

補論三

(三) IMFの多角的決済機構における公的決済の位置——金・ドル

交換の意義(2)

(四) IMF下の「金管理」——金・ドル交換の意義(3)

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(下)

三 金・ドル交換停止以降の国際通貨関係の解明のために——まとめにかえて

(以上本号)

二 IMFの国際通貨制度の構造と

金・ドル交換の意義

(一) IMFの国際通貨制度の「二元論」的

性格

周知のように、IMFは各国通貨の自由な交換性(為替諸制限の原則的撤廃——協定第八条を中心とする諸条項)、その交換比率の安定性(固定相場制——第四条を中心とする諸条項)、という条件をもつ国際通貨制度の創出、維持を目的とし、そのために赤字国への短期救援資金供与を制度化(基金の設定、運用——第三条、第五条を中心とする諸条項)していた。そして、IMFがこのよ

うな諸規定をつうじて多角的決済機構を樹立しようとしたものであること、またそれがドル中心の体制であったことも、その意味するところの相違は別として、ひろく承認されている。

資本取引には為替管理を許容するなどの点を別とすれば、この各国通貨相互の自由な交換性とその交換比率の安定性という想定は、各国通貨の対外的側面については兌換制下と類似の関係を維持しようとしたものだ、といつてもよいであろう。

だが兌換制下における自由な交換性と交換比率の安定性とは、各国が兌換制をとるかぎり必然的に形成される国際通貨関係である。これにたいして、不換制下では放置しておけば変動相場制が常態となる。また、為替諸制限の程度は直接には各国の政策の問題である。したがって、国内では不換制でありながら対外的には兌換制下と類似の国際通貨関係をとりむすぶ、といういわば「二元論」的事態を可能とするためには、各国の共通の合意、政策が必要であり、その政策を確実なものとするためには、すくなくとも主要国を包括する取り決め、統一的な協定が必要である。このようにIMFの国際通貨関係は国際的協定によつてはじめて成立する国際通貨関係であるという特徴をもつていたのであり、IMF協定の意義もまずはこの点にある。ではこのような国際通貨関係を可能とする制度的条件はいかなるものか。以下統一的固定相場制の成立条件を中心にみていくことにしよう。

(一) 統一的固定相場制における基準通貨としてのドル——金・ドル交換の意義(1)

不換制下においては各国通貨の代表金量は不確定となり兌換制下のような固定的かつ明示的な金平価は存在せず、かりに金平価を設定したとしてもそれはノミナルなものにすぎない。したがって固定相場制をとる場合には、基準為替相場をそれ自身も不換通貨である他国通貨にたいして設定し、その基準相場を維持するという方法をとらざるをえない。周知のように、IMFにおいては加盟国は等しくその基準相場を合衆国ドルにたいして設定し、協定は第四条第一項(a)でドルによる基準相場の設定(IMF「平価」の設定)を明文化している。

各国はこうして対ドル公定相場を維持する義務を負う。この義務はいうまでもなく各国通貨当局による市場介入、為替平衡操作によつて果される。したがって各国は金とともにドルを外貨準備の中心として保有するを必要としたのであり、この場合ドルの保有は義務にひとしい。ドルにたいして基準相場を設定しその維持義務を負うことは、事実上各国通貨当局のドル保有の義務としてあらわれる。

だがこのことと関連して、そのドルが一国不換通貨にすぎないということは、いかなる問題を生みだすであらうか。

まず第一に、ドルが単なる不換通貨にすぎぬかぎりでは、各国が基準を設定するドル自体の金量の不確定で動揺していることになる。常に変動する「基準」は十全な基準とはなりえない

い。かくして協定は第四条第一項(a)において、各国が基準を設定するドルを「一九四四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル」、すなわち一ドル \parallel 金 $\frac{1}{35}$ オンスのドルと規定している。こうして各国通貨は単なる不換通貨ドルと結びつくのではなく、ドルをつうじて一定量の金と結びつく、という「建前」になる。つまり、基準相場を対ドル公定相場として設定することにより、各国通貨の対外的金量が確定する「建前」になる。ドルはIMF「平価」を直接金にたいして一ドル \parallel 金 $\frac{1}{35}$ オンスと設定し、各国はこのドルで「平価」を表示するという関係は、ひとまずこのようなものである。

だがこの規定はそれだけでは、ドルが不換通貨であるかぎり、依然としてノミナルなものにすぎず「建前」ととどまらざるをえない。「金平価」がノミナルなものである以上、各国にとつては、依然として単なる一国不換通貨ドルの保有を事実上の義務として強制されることにかわりはない。このことは各国が通貨に関しては主権を放棄するに等しい事態である。かくして、アメリカ(合衆国)通貨当局は、外国通貨当局保有のドルにたいしては、金・ドル交換に應じることが必要となる。そしてそれが一オンス \parallel 三五ドルでの金・ドル交換であることによつて、同時に、IMF「金平価」はたんにノミナルなものではないこと、いいかえれば、各国通貨の対外的金量として、一定の意味をもつことになるのである。このような関係をより明確に説明すれば以下のとおりである。

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(下)

IMF「金平価」はドルも含めて、日々為替市場で取引される各国通貨の代表金量を保証するものではない。このことは不換制下であるかぎり不可避である。このことはまた外国通貨当局保有のドルにたいする一オンス \parallel 三五ドルでの金・ドル交換の発行によつても変わるものではない。この金・ドル交換は、外国通貨当局保有のドルのみは、一ドルにつき $\frac{1}{35}$ オンスという確定量の金にたいする請求権を体化している、ということを保証するだけである。したがつて、金・ドル交換が行われていても、日々為替市場で取引されるドルの代表金量が一ドル \parallel 金 $\frac{1}{35}$ オンスだという保証は、どこにもないのである。金・ドル交換は、ドルのIMF「平価」を維持するという意味をもっているわけではない。

これにたいして、各国通貨当局が為替平衡操作によつて対ドル公定相場を維持することは、ドルにたいする「平価」設定、基準相場設定を現実的ならしめるものである。そして各国が等しく対ドル公定相場の維持にとめるかぎり、アメリカ自身はみづから市場に介入することなく各加盟国通貨にたいするドルの公定相場を維持することができる。アメリカ自身は、公定相場維持のための介入義務を負う必要はない。しかしその場合に、各国通貨当局が介入に必要なドルを入手するさいに、またとりわけ各国が義務として買い支えたドル——経常的な運転資金として必要な保有量をこえるドル——を処理するさいには、公定価格での金・ドル交換が必要となる。なぜならば、すでに第一

章第三節で詳論したように、ドルの他国による買い支えは、本質的にはアメリカの果すべき介入の他国による肩代りにほかならず、しかも他国の介入はこの場合協定上の義務なのであり、したがってまたドル保有も事実上の義務なのであって、金・ドル交換が保証されていない場合には、各国は一國不換通貨ドルの保有を対価なしに強制されることになるのだからである。

以上のように、金・ドル交換は、各国が対ドル公定相場を維持し、またそのことをつうじて統一的固定相場制を維持するうえでの条件となつてゐるのである。

さらにまた、ドルのこの対外金交換性、さらにはこのドルにたいする各国通貨の交換性をつうじて、通貨当局間の公的決済関係においては、各国通貨の I M F 「金平価」が生きてくるのである——この点は次節で詳論する。

金・ドル交換は、統一的固定相場維持のために各国通貨当局が義務的に保有することになるドル残高の処理方式にほかならず、統一的固定相場維持のための介入のルールに照応する公的決済のルールの核心部分にほかならない。

こうして以下の関係が規定され成立する。アメリカはドルの「平価」を金にたいして一オンス \parallel 三五ドルと設定し、各国はこのドルにたいして基準相場を設定する。各国は対米公定相場を維持する義務を負う。アメリカは相場維持のための介入義務を負わないが、各国の義務にたいする反対給付として、一オンス \parallel 三五ドルでの金・ドル交換の義務を負う。³⁾

以上から金・ドル交換の直接的意義も明らかであろう。金一オンス \parallel 三五ドルはドルが統一的固定相場制成立のための基準通貨として機能するうえで必要な金量の確定であり、金・ドル交換はその保証である。このようなドルは各国の準備通貨として機能するうえで条件を十分に備えている。ドルは各国が事実上の義務として保有する準備通貨であり、ドルはこのような意味で安定した国際通貨にはかならない。ここではドルは、不換通貨でありながら外国通貨当局保有のドルのみは確定量の金にたいする請求権をあらわしている、といういわば「二元論」的性格をもっているが、このドルの「二元論」的性格は前節で述べた I M F の国際通貨関係の「二元論」的性格に照応するものなのである。

往住、金・ドル交換は一國不換通貨ドルが国際通貨として機能するために必要であつたのだ、といわれる。しかしその場合、その国際通貨とは統一的固定相場制の基準通貨としての、したがってまた、事実上の義務として各国に保有される準備通貨としての性格における国際通貨なのだ、ということが明確にされていないければ、そのような一方は事実上無内容で無規定なものにとどまるであろう。すでに第一章で述べたように、対外金交換性をもたぬ単なる一國不換通貨といえども、それが中心国通貨である場合には為替市場で主要な取引対象となり、そのかぎりではまた、各国通貨当局は、介入のために必要な運転資金として、この中心国通貨を最低限保有することを免れない

のだからである。このような場合における中心國通貨の國際通貨としての性格と、IMFにおける上記のようなドルの國際通貨としての性格とは區別されねばならない。

さて、わたくしはさきに金・ドル交換はアメリカの義務であるとした。しかしこれについては、通説とさえいえる異論がある。そのもつとも極端な見解は、金・ドル交換はアメリカの對外的公約ではなく、アメリカの国内法（三四年金準備法）によつてさえ保証されていないアメリカの任意の「慣行」にすぎない、というものである。またおおくの論者は一応これがアメリカの對外的公約であることは認めつつも、それはあくまでアメリカの国内法（同上）にもとづくものであり、アメリカが一方的に変更しうる對外政策であるとする。この両見解は、いずれも三四年金準備法の解釈にもとづく、基本的には同一の立場からの見解である。

だがすくなくとも一九四九年五月以降についてみれば、このような見解はあきらかに間違つてゐる。

周知のように協定は第四条第四項(b)後段において、「加盟國の通貨当局が國際取引の決済のために本条第二項に基いて基金の定める限度内において（この限度は「規程F-4」に定められており、具体的には金一オンス三三三五ドルを基準に上下云々という限度のことである）事実上自由に金を売買しているときは、その加盟國は、この約束（自國領域内での公定相場維持の約束）を履行しているものとみなす」と規定している。——この「みなす」の意味は

旧IMFの國際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義（下）

さきのIMF「金平価」と金・ドル交換の關係の説明で明らかであろう。すなわち金・ドル交換はドルのIMF「平価」維持を意味しているわけではないが、各加盟國が対ドル公定相場を維持するうえでの条件となつてゐるからである。——さらにこの「みなし規定」に関連して「規程F-2」はつぎのように規定している。「諸加盟國は、國際取引決済のため、規定された範圍内の価格で、事実上自由に金を売買しているかどうかを基金に通告し、かつこの政策のいかなる変更をも基金に通告する。」（一九四六年九月二五日採択）

アメリカは事実、財務長官がIMF専務理事にあてた一九四九年五月二〇日付書簡において、「米國政府は、國際取引の決済のために、事実上自由に金を売買する」旨基金に通告している。したがつてまた一九七一年八月の金・ドル交換停止にあつて、財務省はIMFにたいして上記書簡の失効を通告してゐるのである。この交換停止に関するアメリカ国内の根拠法はまさしく三四年金準備法であつた。しかし四九年五月の通告によつて、その失効にいたるまで、金準備法の運用もこの通告に規制されていたのである。一般に、國際的協定、約束の受諾がそれに伴う国内法の変更あるいは運用を要求することは当然である。

したがつて、すくなくとも四九年五月以降七一年八月にいたるまで、金・ドル交換はアメリカ通貨当局が協定上負つていた義務であつた、ということについては疑問の余地がない。なお

「慣行」ということであれば、ロンドン金市場における金価格暴騰抑制のための米英間のブリッジ・オペレーションにおいておこなわれた金・ドル交換こそが、それにあてはまる。これは協定上の義務として明記されている「国際取引の決済」のための金・ドル交換ではなかったからである。

だが、この問題にはいまひとつの側面がある。金・ドル交換は上記通告によってはじめてアメリカの義務となったのかどうか、いいかえれば、金・ドル交換は協定上の必然的な帰結としての義務なのかどうか、という問題である。I M F 協定の解釈としては、協定第四条第一項のドルは計算単位にすぎないとか、建前としては各国通貨は協定上平等であつてドルの地位は特権的なものではない、とする見解がおおいが、これらの見解にたてば当然に、金・ドル交換を協定上必然的にでてくる義務とはみないことになる。

この見解にはたしかに一定の根拠がある。第一には、金・ドル交換そのものについては協定、規程はどこにも明記していない。第二には、第四条第一項(a)に明記されたドルはたしかに「一九四四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル」であり、計算単位としてのドルとみることは可能である。第三には、アメリカを含む相互介入方式による固定相場維持の方式が協定文言上は許容できるようにみえる。そして加うるに、第四には、I M F 自身協定上のドルの特権を言明したことはなく、また協定成立にいたる論議のなかで、アメリカ政府自

身が Key-Currency プランに反対を表明しているという事情さえある。⁽¹⁰⁾

以上の論拠のうち重要なのは第二、第三の論点である。

まず第二の論点について。かりにアメリカが金・オンス七七〇ドルとドルの「平価」を設定するならば——この場合協定条文上の一ドルは現実のドルでは二ドルに相当することになる——、協定の他の関連諸条項も協定上の一ドルを現実のドルでは二ドルに相当するものとして読みかえて運用すれば一応すむことになる。このことは第十二条第五項「投票」に関するつぎの計算規定からも確認できる。「第五項、(c) 本項に基づくべの計算上、合衆国ドルは、一九四四年七月一日現在の量目及び純分のものともみなす。但し、第四条第七項に基く(平価の)一律変更の場合において、同条第八項(d)——(d)の規定はつぎのとおりである。本項の規定(第四条第八項、基金の資産の金による価額の維持)は、全加盟国の通貨の平価の一律の比例による変更に適用する。但し、このような変更が提議された場合において、基金が別段の決定をしたときは、この限りでない。——に基いて免除を行ったときは、その変更に応じて調整する」。したがって、かりに金・ドル交換を行う場合にもその交換は一オンス七七〇ドルで行えばよい、ということになるだろう。

とはいえこの問題についてはつぎの二つの点を指摘しておくなければならない。ひとつは、もし協定が上記のような「平価」設定(一オンス七七〇ドル)を予想しているのならば、ドルを第

四条第一項(a)にわざわざ明記することは不必要かつ無意味だ、ということである。「平価」設定をすべて金で統一すれば、そこから各国通貨の対ドル公定相場も自動的にきまってくるし、その場合手続上、ドルの「金平価」と各国通貨の対ドル公定相場を事実上、まえて決定し、そこから各国通貨の「金平価」を割り出してIMF「平価」として登録することは、この条項へドルをわざわざ明記しなくても、できるのである。また、ここでドルが計算単位にすぎないのであれば、ドル以外の観念的な計算単位を設定してもいっこうにかまわないことになる。したがって、この条項へのドル明記の意味はつぎの想定があつたのみ、疑問の余地なく理解できる。すなわち、アメリカはドルの「平価」を直接金にたいして一オンス \equiv 三五ドルと設定する \rightarrow 各国は自国通貨の基準相場をこのドルにたいして設定し、同時にこのことよつて各国通貨の「金平価」が決定される \rightarrow 各国は対ドル公定相場を維持する義務を負う \rightarrow 各国の義務にたいする反対給付として、アメリカは一オンス \equiv 三五ドルで金・ドル交換を行う義務を負う、という想定である。この想定はつぎに示すいまひとつの問題によつてもうらづけることができる。

協定は第四条第一項以外でも、第三条(割当額及び出資)第三項(出資—その払込の時期、場所及び形式)(b)の(ii)およびこの条項に関する用語の説明である第十九条(h)でも「合衆国ドル」に言及している。第三条第三項(b)は、「各加盟国は、最小限として、

次のものうち少い方を金で払い込むものとする。(i)自国の割当額の二十五% (ii)略 \equiv 自国の金及び gold 合衆国ドルの公的純保有額の十%略 \equiv 」と規定している。みられるように、ここでのドルは明らかに、単なる計算単位としてのドルではなく、現実のドルである。ここにはドルの基準通貨、準備通貨としての役割の想定が顔をみせている。

以上のように、第四条第一項(a)のドルは計算単位ではあつても、計算単位にすぎないのではない。IMFの想定する統一的固定相場制を具体化する基礎として「平価」設定の規定がある以上、ドルの第一項への明記はきわめて大きな意味をもつているのである。この意味はさきの第三の論点——協定条文上、アメリカを含む相互介入方式は許容しうるかどうか——の検討によつて一層明確になる。

そこで、第三の論点の検討にうつることにしよう。

各国とともにアメリカ自身も自国領域内で為替平衡操作を行うことよつて各加盟国通貨との公定相場を維持する義務を果す、という方法は、協定条文上、明示的に否定されているわけではない。しかし問題はつぎの点にある。すなわち、中心国を含む相互介入方式の確立のためには、それに照応した基準相場設定方式、介入方式、公的決済方式が必要であるが、IMF協定はそのような方式を規定しているといえるのかどうか、ということである。以下この問題を検討しよう。

まず協定が介入のルール——いかなる場合に、いかなる国

が、いかなる方法で介入するか——をどのように規定しているかを見てみよう。協定において公定相場維持義務を直接明記しているのは第四条第四項であるが、この第四項の(a)はいわば精神規定である。これにたいして第四項の(b)前段は具体的に加盟国の一般的公定相場維持義務を規定している。すなわち、「各加盟国は、この協定に合致する適当な方法によって、自国の領域内では自国通貨と他の加盟国の通貨との間の為替取引が本条第三項に基いて定められる限度内(直物取引の場合には平価による相場すなわち基準相場の上下一%以内の相場、先物取引の場合には基準相場の上下一%にさらに基金が合理的と認めるマージンを加えた相場の範囲内の相場)においてのみ行われるようにすることを約束する」、という規定である。みられるように「自国の領域内」で他の加盟国通貨と自国通貨の間の公定相場を維持することが加盟国の義務である。さて、ドルが各国の為替取引の主要な対象となっている状況下では、各国の自国領域内における相場維持義務とは、事実上対ドル公定相場を維持する義務である。そして各国がその領域内で等しく対ドル公定相場を維持している場合には、各種裁定取引や投機資金の流出入を媒介として、アメリカ自身は基本的にみずから介入を行うことなく自国領域内においてドルと各加盟国通貨との公定相場を維持することができる。この場合、アメリカは公定相場維持義務を、協定に違反することなく、他国の一方的負担において履行することができるのであり、アメリカは事実上「平価」維持義務を免れることに

なる。かりに、協定全体の精神、あるいはさきの第四条第四項(a)の精神から、アメリカも積極的に介入すべきだという道義的責任をいいたてることができるとしても、アメリカ自身の介入の必要は協定に明記されている義務からは生じないのである。アメリカが金・ドル交換を行わずに、各国と同様に、為替平衡操作によって「平価」維持義務を果すという方式は、実は、アメリカは基本的に義務を負わないということにほかならないのである。

もちろんこのような各国の一方的負担は、現実には不可能である。だからこそ、六〇年代に、ドル危機が顕在化しているもとで、西ドイツ当局などがアメリカにたいする金・ドル交換請求を事実上凍結せざるをえないという事態が生じて以降、アメリカ自身が、協定上の義務としてではなかったが、ニューヨーク市場において介入を——介入規模も小さく、介入の原資も他国からの借金であったとはいえ——行わざるをえなかったのである。¹²⁾この事例は制度的に確立された義務的な相互介入の事例ではないが、アメリカもとにかく介入しているという意味では、一応相互介入の実例のひとつといえるであろう。ところが、協定第四条第四項(b)前段によれば、アメリカはこの事例のような介入すら基本的に免除されてしまうのである。この場合、アメリカは協定上介入してもよいが、しなくしてよい、ということになる。このような介入方式の規定を、アメリカを含む相互介入方式の規定であるとほ到底いえないであろう。

しかし以上のような説明にたいしては、つぎのような反論がありうる。すなわち、以上のような協定解釈はドルが中心国通貨となつてゐるという現実を前提としてゐるからこそ成立するものなのであつて、協定条文自体はアメリカを含む相互介入方式を許容してゐるのだ、と。

そこでかりに、為替取引の対象となる各国通貨の比重において、ドルは単なるローカル・カレンシーにすぎないと仮定しよう。この場合、アメリカも含めて各国通貨当局は自国領域内での介入のために、また介入の結果として、幾種類かの各国通貨残高を保有することになる。そして各国通貨当局が義務的に保有することになる各国通貨残高のうち、各国の経常的必要性をこえる部分は、通貨当局間で処理されなければならない。すなわち公的決済が行われなければならない。しかもこの残高処理、公的決済は金・ドル交換の媒介なしで行わなければならない。ところが次節で詳論するように、公的決済に関して協定に明文化されている第八条第四項(a)の各国通貨残高の処理方式は、公的決済を現実には保証するような実質をもつていないのである。すなわち、IMF協定はアメリカを含む相互介入方式に照応する公的決済方式をもつていないのである。そして、協定上公的決済は金・ドル交換をぬぎにしては行いえないということは、いいかえれば、本来IMF協定は、ドルの中心国通貨としての地位を前提としてのみ整合的で意味のあるものとなる、ということにほかならない。

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(下)

中心国通貨を含む相互介入方式の確立のためには、本来それにふさわしい基準相場の設定方式、介入方式、公的決済方式が具体的な実効性をもつて規定されなければならないのであり——たとえば、地域的なしかも通貨統合を目標としてかかげる特殊なものではあるが、かつてのEC共同フロートや現在のEMSの方式を、その前途の可能性はともかくとして、想起されたい——、IMF協定の実態はおよそそのような条件を具備していないのである。

以上のように、アメリカがドルの「平価」を金一オンス \equiv 三五ドルと設定し、金・ドル交換を行うことを前提としてのみ、第四条第一項(a)におけるドルの明記や第四条第四項(b)後段の「みなし規定」は現実的な意味を、しかも決定的な意味をもつのである。

したがって、さきの見解——本来協定上各国通貨は平等であるというような見解——は、協定の成立史、そこにおける各国の対立、抗争や妥協を考察するうえで意味をもつとしても、協定の解釈としては、無内容な形式的な文言解釈であるといわざるをえない。金・ドル交換はたしかに協定条文に明記された義務ではない。だがそれは、協定の構造から必然的に導出される義務なのである。⁽¹³⁾

補論三

かつて三宅氏は前掲『金』において、金一オンス \equiv 三五ドル

の性格について要旨つぎのように説明された。——アメリカ通貨当局の金買入価格である一オンス \parallel 三五ドルは「為替相場の基準」であり、そのようなものとしてドルの「対外的金量」をあらわしている。そしてその現実的保証となされるのが外国通貨当局との一オンス \parallel 三五ドルでの金・ドル交換の約束とその実行であり、その交換は一オンス \parallel 三五ドルの実証として最低限なされる必要があるとともに、その交換を外国通貨当局との間だけに限定することが不換制下における限度でもある。そして、ドルが不換通貨であることからして「一方においてドルの金量が確定していない」こと、これは「いわば対内的な、その通貨の基本的性格にかんする事柄」(傍点—小西)であり、他方において上記のごとく「金一オンス \parallel 三五ドルと金量が確定している」こと、これは「対外的な為替相場の基準にかんする事柄」であって、この両者は関係はあるが、「事柄としては一応別のものである」⁽¹⁴⁾。

この見解にたいして、「度量標準説」をとる岡橋氏らは当然のこととしても、「不換通貨説」の代表的論者である桑野、今宮両氏からも、このような理解はドルに「対内価値」と「対外価値」という二つの「価値」を認める二元論である、という批判がなされた。⁽¹⁵⁾

このような批判は上記三氏以外にもひろくみられるが、本稿でわたくしが、通貨当局保有のドルは一ドル \parallel ^{1/35}オンスという確定金量にたいする請求権をあらわしている、としたことに直

接関係する事柄なので、簡単にこの批判にふれておきたい。

これらの批判の共通項は、「通貨に二つの価値はない」(通貨の代表金量はひとつである)という要旨以下のような内容にひとまず集約できる。——一方ではドルという貨幣名は^{1/35}オンスの金量を代表している。他方ではその同じ貨幣名ドルは減価の結果として、たとえば、^{1/70}オンスの金量しかあらわさない。そして同一貨幣名にしてしかも異なる金量を代表する二種類のドルが、同時にそれぞれに商品流通等を媒介する。……このような事態はありえない。このようなことは、この二種類のドルを「対内」と「対外」に区分することによっても解消されない不合理な事態である。簡単にいえば、ドルをアメリカ国内で支払えば一ドル \parallel 金^{1/70}オンスとしてしか通用しないが、同じドルを対外的支払いに用いれば一ドル \parallel 金^{1/35}オンスとして通用する、などという不合理な話があるはずはない。⁽¹⁷⁾

だが三宅氏はこのような不合理なことをいわれているのではない。詳細な引用は割愛するが、氏のさきの説明は、いま一度補足、整理すれば、こうである。各国は自国通貨の「為替相場の基準」(これは IMF 協定上の表現でいえば「平価」ということになる)をドルにたいして設定し、ドルは「為替相場の基準」(IMF「平価」)を直接に金にたいして設定している。一オンス \parallel 三五ドルはこのような意味でドルの「対外的金量」——代表金量ではない——をあらわしている。しかしそれだけではこの金量はノミナルなものである。したがって金・ドル交換でこれを

実証しなければならぬが、不換制下であるから、この交換は外国通貨当局との間に限定される。したがって外国通貨当局保有の——非居住者一般ではなく——ドルは、このドルのみは¹⁵⁾オンスの金量をあらわしている——本稿の表現でいえば、金にたいする請求権をあらわしている——ということである。

いうまでもないがこのことは、外国通貨当局だけは¹⁵⁾オンスの金量を代表するものとしてのドルで商品を買える、などということを意味するものではない。問題はどこまでも不換通貨ドルが固定相場制の基準通貨、準備通貨として機能するさいの性格にあるのであって、この性格の把握がいかに重要かは本節で示したとおりである。

ところが桑野氏らはさらにすすんで、通貨当局保有のドルの上記のような性格自体を、さきの「二つの価値」論批判の立場から否定されるのである。この発想の根底には、本稿第一章第二節でみた、不換制下における「事実上の金平価」と公定為替相場とを基本的にイコールのものとする考え方があつた。三宅氏がこの両者は直接にイコールのものではないとされ、金一オンス \equiv 三五ドルとドル減価との関係の理解はこのことの「応用問題」——というの、金一オンス \equiv 三五ドルは公定為替相場ではないからであるが——であるとされたことは、桑野氏らの上記の考え方とさわだつた対照を示している。公定相場の維持が直接には外貨準備の状態に依拠しているのにたいして、金一オンス \equiv 三五ドルの維持は直接にはアメリカの金準備の状態に

依拠している。⁽²¹⁾アメリカが他国通貨当局に金交換を約束し、それを実行するかぎりは、ドル減価にもかかわらず、通貨当局保有ドルの金請求権という性格は維持される。このことと、さきに述べた意味での通貨に「二つの価値」を認めるかどうかという問題——通貨の代表金量そのものについての問題——とは区別されなければならない。

さきのような「二つの価値論」批判を、たとえば金市場における金「価格」の通貨の代表金量からの乖離の問題に直接適用すれば、この乖離もまた不合理であつて存在してはならないことになるだろう。事実、岡橋氏はこの両者を基本的にイコールのものだと考えておられるようである。もつとも、「不換通貨説」にたつ桑野氏らは、当然そこに矛盾はみても、それがイコールだと考えておられない。⁽²²⁾この金「価格」の問題は、さきの通貨に「二つの価値」を認めるかどうかという問題とはまったく性格の異なる問題だからである。⁽²³⁾

金の市場「価格」の例と一オンス \equiv 三五ドルの例とはちがう問題ではあるが、通貨の代表金量と現実の金との交換比率とが、いちがう例としては、よい設例となると思われる。

なお本稿では課題の限定から、金一オンス \equiv 三五ドルをドル減価にもかかわらず維持することの矛盾には直接言及していない。この矛盾については、さしあたって前掲『金』の一三三—一四五ページを参照されたい。

(三) IMFの多角的決済機構における公的
 決済の位置——金・ドル交換の意義(2)

IMFが統一的固定相場制を為替諸制限の原則的撤廃下で維持し、もつて多角的決済機構を樹立しようとしたものであることはすでに述べた。加盟各国は第八条第二項、第三項(と第六条)にしたがつて自国通貨の他国通貨への転換を原則的に自由とし、相手国保有自国通貨が第三国との取引の支払に使用されることにたいしても制限を課すことはできない。このようにして多角的決済関係が成立することになる。

しかしこのかぎりでは、この多角的決済は公的決済およびその中心としての最終決済の方法を規定するものではない。公的決済についてのルールが明確にされてはじめて、IMFの多角的決済の性格も明確になる。この点については、協定は第八条第四項「外国保有残高の交換可能性」の(a)において、つぎのように規定している。

「各加盟国は、他の加盟国が買入れを要請するに当つて次のいずれかの事実を示すときは、その国が保有する自国通貨残高を買い入れなければならない。(i)買い入れられる残高が経常取引の結果最近において取得されたこと。(ii)その交換が経常取引のための支払をするのに必要であること。／＼買い入れる加盟国は、要請した加盟国の通貨又は金のいづれで支払うかを選択する権利を有する。」

この条項には各国通貨当局間における、自国通貨残高の債務

性とその決済方式とが明記されている。いま買い戻しを要請するさいの条件(上記条文の(i)および(ii))を別とすれば、相手国にたいする債務の履行として相手国通貨あるいは金で支払うという方法は——相手国通貨を保有しない場合には結局金で支払うことになるであろうが——、債務の履行に決済として完全なものである。こうして公的決済が明確化され、ここに多角的決済関係は眞の決済としての実を示しうるようになるようにみえる。

だがこの規定は、現実の意味をもたなかつたというだけでなく、本来その内容と協定の構造からして、建前以上のものにはなりえない限界をもつていたのである。

この規定による一國通貨残高の買い戻しには、厳しい条件がつけられている。第四項(b)の諸制限はおくとしても、買い戻しの対象となる残高は(i)「経常取引の結果最近において取得された」ものであり、かつ(ii)「その交換が経常取引のための支払をするのに必要」でなければならない——特に後者(ii)の条件に注意されたい。

しかし各該国通貨当局保有の一國通貨残高処理の要請は、当該残高部分がまさに経常取引にとつて不必要である場合にこそ問題となるのである。すなわち、介入の結果外貨準備が増大し、自国の経常的運転資金として必要な額以上に当該外貨が累積した場合にこそ、この過剰な外貨の処理が問題となるのである——そしてこの処理にあつて必要とされるのは、いうまでも

なく金あるいは他の外貨であつて自国通貨ではない。また逆に、介入の結果外貨準備が減少していくさいには、すなわち「経常取引のための支払」を必要とするさいには——もちろん、現実には資本移動の問題も含まれるが——、過剰な一国通貨残高の処理ではなく、不足する外貨準備の補填こそが問題となるのである。

したがつてさきの(1)「経常取引の結果最近において取得された」という条件や、それら条件の確認のための技術的問題などは別として、この条項は公的決済と最終決済とを保証するよ

うな意味をもっていないのである。
ところで以上のような検討をふまえて、協定はなぜこのような規定をもうけたかということが、あらためて問題となるだろう。公的決済の「建前」であるとしてかたづけられてしまつてよいものだろうか、と。

この第八条第四項(a)について、東京銀行調査部『ブレトン・ウッズ機構』は要旨以下のように解説している。——この規定は各国が自国保有の不要な外貨を、「基金」を媒介として、必要な外貨に転換するための方式を定めたものである。たとえば、チリではフランスとの最近の経常取引の結果、フランスの保有が増加しているが、いま第三国への経常的支払のためには、フランスではなくドルが必要である。そこでチリはフランスにフランス残高の買い戻しを要求する。フランスが金で買い戻せば、チリはこの金でドルを購入できる。しかしフランスは、できれば金を

使用せずに、チリ・ペソでの買い戻しを選択したい。だがフランスはチリ・ペソをおく保有着しているわけではない。そこでフランスは「基金」から自国通貨フランによつてチリ・ペソを買い入れ、そのチリ・ペソでチリ保有フラン残高を買い戻す。フランスと「基金」との取引の結果、「基金」のチリ・ペソ保有高は減少しており、その減少分だけチリが自国通貨チリ・ペソで「基金」からドルを買い入れる幅(余裕)が増加している。チリはフランスから支払われたチリ・ペソで「基金」からドルを買い入れる。こうしてチリは、不要なフランをドルに転換できることになる。もちろんフランが交換可能通貨であれば、チリは自国保有フランで直接に「基金」からチリ・ペソを買い入れることによつて、ドルを「基金」から買い入れる幅(余裕)を作りだせるが、このような操作は協定上年度末一度に過ぎられるから随時の必要を満せない。したがつて上記方式が意味をもつ。——

この解釈によればこの条項のもつ意義は、きわめてまわりくどい方式ではあるが、一応筋のおつたものとして理解することができ。だがそれは、不要な外貨を必要な外貨にかえる——「基金」外で生じた必要外貨の偏在を「基金」をつうじて調整する——、という観点からみたからこそ筋のおつたものであるであつて、公的決済の観点からはいぜんとして本稿のさきの分析が妥当するのである。さきの設例でチリが第三国への支払においてもフランを使用している場合、あるいは、ドルでの

支払は必要ではあるが、さしあたってドル保有に余裕がある場合を想起されたい。その場合、チリにとって不要なフラン残高は、為替市場に放出されないかぎり、過剰なものとしてそのままチリの手元にとどまらざるをえないのである。このことは、さきの設例におけるフランを中心国通貨ドルに置き換えてみるならば、より現実性を帯びて了解することができるであらう。

協定が明記する自国通貨残高の処理方式である第八条第四項は、各国間の公的決済と最終決済を保証するものではない。また、さきの東銀調査部の解説が本条項の本来の目的を語っているものであるとすれば、協定は公的決済のルールを明記してない、とさえいえるかもしれない。

以上考察してきた第八条第四項にたいして、前節で考察した第四条第四項(b)後段の事実上金・ドル交換を想定した「みなし規定」においては、「国際取引の決済のため」の「事実上自由」な「金」のみでの売買が明記されている。この条文は、文言上は各国の自国通貨残高の処理方法を直接指示したものではないが、みられるように金決済の条件は第八条第四項とは対照的に自由かつ包括的である。

IMFにおける公的決済、とくにその核心としての最終決済手段金の登場の問題は、事実上、第四条第四項(b)後段の規定によるアメリカ通貨当局と他国通貨当局との金・ドル交換、およびドルと各国通貨の交換の自由の二つに具体化されているので

ある。前節でみたように、各国にとっては、対米公定相場を維持することが「平価」維持義務の具体的なありかたなのであり、したがって各国が準備通貨として保有しなければならぬのは、なによりもドルである。したがってまた、各国通貨当局保有のドル残高の処理の問題こそが各国間の公的決済の環である。このドル残高は金にたいする請求権をあらわしている。このように、各国通貨のドルへの転換の自由と金・ドル交換の保証とによって、国際間の公的決済は、最終決済手段である金あるいは金にたいする請求権たるドルで行われることが保証される。

IMFの多角的決済の内実は以上のような諸関係にこそあるのであって、一オンス \parallel 三五ドルでの金・ドル交換は、IMFの多角的決済の性格と機能そのものを規定しているのである。

したがってまた、もし金・ドル交換が協定上必然的な義務でないとするれば、IMFは介入のルールに照応する最終決済のルールを欠くことになる。

なお若干付記すれば、IMFの「基金」をつうじる取引はそれ自体、救援資金の供与、返済という形をとった、一種の公的決済ともみることができるとする。だが、「基金」が公的決済をすべて代行することができないのはいうまでもない。その理由はたんに「基金」に量的限界がある、というだけではない。「基金」自体はあくまで赤字国への融資機関であって、黒字国保有の過剰な一国通貨残高の処理機関ではないからである。それゆえ

に、周知のように、「基金」への金による返済——また金による「基金」からの外貨の買入れ——はあっても、不足通貨条項を除けば、「基金」による各国通貨の金での買入れはないのである。

(四) IMF下の「金管理」——金・ドル交換の意義⁽³⁾

これまでの第二節、第三節における、金・ドル交換の意義ならびにこの交換を軸とするIMFの国際通貨関係の基本的構造に関する考察の補足として、本節では表記の問題について若干言及しておくことにしたい。

協定はこれまでに述べたIMF「金平価」(第四条第一項^(a))、事実上の金・ドル交換の規定(第四条第四項^(b)後段)、自国通貨残高の買入れ(第八条第四項^(c))のほかにも、いくつかの金に関する条項をもっている。出資割当額の一部の金での払い込み(第三条第三項、第四項)、公的金融格規制(第四条第三項、「基金」資産の金による価格維持(第四条第八項)、金による「基金」からの外貨の買入れ(第五条第六項)、金による自国通貨の買入れ(第五条第七項)、「基金」の金による不足通貨の買入れ(第七条第二項)、金による手数料の支払い(第五条第八項)などがそれである。IMFの国際通貨制度においては金は、第一には、各国の(IMF保有金を含む)金準備として、第二には、IMF「金平価」として、第三には、各国の公的決済の核心たる最終決済手段として、第四には、IMFにおける各種の金での取

引、および計算単位として、第五には、各国通貨当局の金市場での金売買として、登場する。

以上の諸規定に即して考えれば、IMFはこれらの金に関する諸条項をつうじて独自の「金管理」を志向していたということが出来る。ここで「金管理」というのは、第一には、金の公的価格規制を含む取引規制、第二には、国際決済手段としての金の一定部分のIMFへの集中と管理、運用——さきの金関連条項には含めなかったが、IMF引出権におけるゴールド・トランシュはIMF保有金をいわば担保とする救援資金の無条件供与(但し、この「自動引出権」は、一九五二年の理事会決定によるものである)であって、IMF保有金の「運用」の中心といえるであろう——、第三には、各国の公的決済関係における金の役割すなわち最終決済方法のルール化、の試みをさしている。

このような「金管理」においてもっとも重要なものは、第三の最終決済方法のルール化である。なぜならば総じてIMFの金関連諸条項は、金の最終決済手段機能の具体化を前提としてはじめて積極的な意味をもって機能しうるものであるからである。最終決済方式についてのルール化なしに、最終決済手段たる金の「管理」のみをルール化することは無意味である。各国の出資割当額の一部の金での払い込みによるIMF保有金も、最終決済方式についてのルールが欠けるならば、それは事実上IMF下での金の「不胎化」措置にひとしいことになるだろう。すでに前二節で詳しく説明したように、金・ドル交換は最終

決済方式の核心である。したがって、IMFの志向する「金管理」も金・ドル交換を基礎としていたといえよう。

以下では、IMFの「金管理」と金・ドル交換の関係の具体的一例として、公的金価格規制を検討してみよう。

周知のように協定は公的価格を定め、金市場における加盟国通貨当局の金売買についても一定の取引制限を課している。

第四条第二項は「基金は、加盟国による金の取引のために、平価の上下のマージンを定める。加盟国は、平価に所定のマージンを加えた額をこえる価格で金を買入れ、又は平価から所定のマージンを差し引いた額未満の価格で金を売ってはならない」と規定し、「規程F—4」でこのマージンを定めている。

すなわち、通貨当局は金市場で金を、公定価格より高い価格で買ってはならず、安い価格で売ってはならないことが義務づけられており、逆に、安い価格で買うこと、高い価格で売ることは認められている。たとえば金の市場価格が一オンス \parallel 三〇ドルの場合は、金の購買はできるが売却はできない。この場合、他の条件を捨象すれば、通貨当局の金購買による需要増から金の市場価格は上昇する。また市場価格が一オンス \parallel 四〇ドルの場合には、金売却はできるが購買はできない。この場合、通貨当局の金売却による供給増から金の市場価格は下落する。したがってこの規定の含意は、通貨当局の金市場での売買は、それが市場価格を公定価格(ということは「平価」と同義である)に引き戻すような方向での売買の場合には許容されるが、逆に市

場価格と公定価格の乖離を強めるような売買である場合には許されない、ということであろう。⁽²⁷⁾

この取引規制は金・ドル交換が保証されているかぎりでは、各国通貨当局に負担を強いるものではない。むしろ各国にとつては金買入れ価格の上限を規制し、金売却価格の下限を保証するものにほかならない。

たとえば金の市場価格が一オンス \parallel 四〇ドルである場合、各国通貨当局は金購買を禁止されているが、アメリカ通貨当局からは一オンス \parallel 三五ドルで、すなわち金市場でよりも五ドル安い価格で金を買入れ入れることができる。また市場価格が一オンス \parallel 三〇ドルである場合には、各国通貨当局はアメリカから一オンス \parallel 三五ドルで金を買入れ入れることができる。すなわち各国通貨当局は、いつでも、一オンス \parallel 三五ドル以下の価格で金を買入れ入れることが保証されている。また逆に、金売却の場合には、各国通貨当局はいつでも一オンス \parallel 三五ドル以上の価格で金を売却できることが保証されている。⁽²⁸⁾

しかし金・ドル交換が保証されていない場合には、各国通貨当局は対価なしに金取引の規制をうけることになる。金の市場価格が一オンス \parallel 三五ドル以上(ここでは簡単化のためにマージンを無視している)である場合には、金市場で金を買うことができただけではなく、アメリカからも「事実上自由に」金を買入れ入れることができない。また金の市場価格が一オンス \parallel 三五

ル以下である場合には、金市場で金を売ることができないだけではなく、アメリカにたいしても「事実上自由に」金を売却しドルを入手することが保証されていないのである。もつともこのような場合には、各国にとつての金取引規制の負担は、金売却についてよりも金買い入れにおいて強くあらわれる、と考えるのが現実的であろう。たとえばドル不安のもとで、金の市場価格が上昇しているような状況下で、各国通貨当局が外貨準備の一部をドルから金に転換して金で保有しようとしても、それはできないことになるからである。とはいえ、金の二重価格制の時期には、ドル防衛への国際通貨「協力」の名のもとに、各国は事実上このような形の負担を受け入れたのであるが。

なお第五条第六項「金による基金からの通貨の買入れ」は、「他の加盟国の通貨を金で直接又は間接に取得することを希望する加盟国は、同等の利益を得てこれを行うことができる限りは、基金に金を売ることによってその通貨を取得しなければならない。」と規定している。この規定によれば、金・ドル交換なしにも、IMF自身によつて各国の金売却にあつたの最低価格保証が行われる可能性を示している（もつともこの規定の目的は価格保証にあるわけではない）。しかし金の買入れについては、この規定はなにも保証しない。

以上のように、金・ドル交換はIMFの公的価格規制を各国が受け入れるための条件となつていた、といえよう。かりに各国が、金・ドル交換なしでも、このような規制を順守するこ

とが「秩序ある為替取極を維持」するためには必要だとしてこの規制に同意すると仮定しても、そもそも金・ドル交換なしにはIMFの固定相場制も成立せず、「金平価」も無意味なものとなるのであるから、そのような同意も結局はまったく無意味なものであろう。⁽²⁹⁾

以上本章でみたように、IMF協定はアメリカによる金・ドル交換を前提とし、かつそれを事実上協定に取り込みつつ——第四条第一項の「平価」設定におけるドルの明記と、同条第四項(b)後段の「みなし規定」における事実上の金・ドル交換の規定——、それを中軸にして他の補完的諸条件を規定しているのである。⁽³⁰⁾ IMF下で、ドルは統一的固定相場制の基準通貨という性格における国際通貨なのであり、金・ドル交換は一口にしていうならば、IMFが想定する介入のルール化に照応する、よりひろくいえば各国の為替政策のルール化に照応する最終決済方式のルール化の核心部分にほかならない。

三 金・ドル交換停止以降の国際通貨関係の 説明のために——まとめにかえて

金・ドル交換停止によつて、各国通貨当局保有ドル残高は金にたいする請求権という性格を失ひ、ドルは準備通貨としての資格を大幅に失つた。そしてまた、このようなドルの性格変化によつて、これまで金・ドル交換を媒介として行われてきた各

国際通貨当局保有外国通貨残高の処理方式も崩壊した。すなわち、I M F における公的決済の核心たる最終決済方式に関するルールは崩壊した。相互介入方式などによるあたらしい介入のルールと、それに照応する最終決済のルールが登場しない以上、各国はもはや一方的に對ドル相場維持の義務を負うことはできない。すなわちドルを準備通貨として義務的に保有することはできない。かくして変動相場制が常態化する。ドルはもはや統一の固定相場制の基準通貨として機能することはできない。(1)

しかしこのようなドルの性格変化と、それに伴う公的決済の方式の変化とは、民間の為替取引におけるドルの地位後退にただちに結びつくものではない。民間人非居住者保有のドル残高は、固定相場制下にあっても、金にたいする請求権を意味していないかつたのである。民間取引においては、変動相場制への移行に伴う国際取引における条件変化や為替リスクの増大にたいして、いかに対応するかがさしあたっての課題となる。そして、こうした民間取引における対応がドルの中心国通貨としての地位の後退にどの程度つながるかという問題は、基本的には、アメリカの世界経済における中心国としての比重の変化如何——ドル不信がこの比重の変化にどの程度結びつくかも含めて——と、ドルにかわる国際通貨が——一國通貨であれ複数國通貨であれ——登場しうる条件如何とにかかっている。金投機の増大や為替投機の増大、相場の変動などは、それだけでは、ただちにドルの中心国通貨としての地位の後退につながるもので

はない——とはいえ、これには後にみるようにいくつかの条件がある。

もちろん各国がいわゆるブロック化の方向をとるとか、為替管理強化が一般化するなどの場合には、民間取引におけるドルの地位も直接影響をうけるであろう。しかし為替諸制限の原則的撤廃が基本的合意として継続しているかぎりでは、ドルは中心国通貨として、為替取引をつうじて、主要な価格表示手段、決済手段として一応機能しつづけることになるだろう。

したがってまた、変動相場制下にあっても必要な介入は主としてドルによって行われるのであり、そのかぎりでは、すくなくとも経常的な運転資金としてのドル準備は各国にとって必要である。そしてまたそのかぎりでは、ドルは不安定ながら国際通貨として機能しつづける。

しかしながら、今日までの各国通貨当局による、とりわけ黒字国通貨当局による介入やドル保有は、現実には、以上のようなレベル——各国にとって最小限必要な介入やドル保有のレベル——にとどまるものではない。

すなわち、第一には、各国は、固定相場制下のような制度的な義務としてではないが、ドル相場維持につながる介入をおもに自国の負担において——対応するアメリカ自身の本格的介入および本格的赤字対策なしに——続けている。第二には、その結果各国通貨当局の手に累積する、自国の運転資金としての必要をこえるドル残高を、各国は事実上凍結している。(3)

このような現実はどうのように説明したらよいのであろうか。まずアメリカの従来の論理からすれば、相場の乱高下への介入を別とすれば、基本的には、各国の支払差額は相場の変動によつて相殺されるべきだ、ということになる。そしてドル相場下落が全面的なドルの「信認」失墜として顕在化しないかぎりでは、自国経済の利害が許容しうるかぎりにおいて、黒字国責任論の名のもとにドル相場を放置する、ということになる。だがアメリカがこうした態度でいられるのには、すくなくとも二つの条件がある。ひとつは、アメリカは国際収支の赤字下でも、さしあたっては対外的支払を自国通貨で行うことができ、そして対外的取引が自国通貨建、自国通貨決済でおこなうことができるかぎりでは為替リスクが他国に比して軽微である、ということである。このことはドルが中心国通貨であるということと結びついているのであり、非中心国は変動相場制下であっても、このように自国通貨の相場下落を放置するわけにはいかない。いまひとつは、アメリカが一定の限度内ではドル相場の下落を放置できるのは、各国通貨当局保有の過剰なドル残高が市場に放出されない、という前提条件があるからこそなのである。

ものとなる。そしてそれは結果的にはドル相場の一定の維持にもつながらる。だが本来、各国通貨当局がドルを買い支え、しかもその結果としての過剰なドル残高の累積を許容する——これは国内のインフレにもつながらる——のには限度がある。過剰なドル残高は、金市場での金への転換をとおして、あるいは為替市場での他国通貨への転換をとおして、いずれは市場に放出されるはずのものである。だがこの放出はドルの「信認」の全面的失墜——ここではドル残高がアメリカの対外短期債務であるという本質が一举に露呈する——、国際通貨関係の全面的動揺、破局へと結びつく道である。

こうして各国にとっては、民間取引に直接影響を与える市場介入を停止することができないとすれば、通貨当局保有ドル残高の凍結、すなわち公的決済の凍結を余儀なくされる、ということになる。

アメリカがみずから本格的介入を行わない場合でも、本来ならば他国通貨当局保有の過剰なドル残高をみずから処理することは最低限必要なのであり、それがなされない場合には、他国による過剰ドル残高の市場への放出によつて、結局はアメリカ自身の外貨によるドル買い支えのための介入が必要となる。いずれの場合でも、アメリカは自国の赤字を自国通貨で補填しつづけることには限度があり、金の使用が問題となる。しかし現実には、過剰ドル残高は各国の負担によつて事実上凍結されている。

このことは、過剰ドル残高がすでに金・ドル交換停止時に於いて膨大なものとなっていたこと、したがってこの残高の市場への放出がすでに国際通貨関係の全面的動揺、破局をもたらすのに十分であったことにもとづいてと考えられる。アメリカが従来、IMF下でのドルの地位を濫用して限度をこえて——金・ドル交換義務を履行しうる限度をこえて——ドルたれ流しをしてきたとすれば、今度は、その結果蓄積された過剰ドル自体が、さらなるドルたれ流しを強行するうえでの条件となつたのである。こうして過剰ドルの増大自体が各国通貨当局のドル残高処理をますます困難にすることになる。⁽⁴⁾

わたくしはさきに、現実のドルをめぐる問題としてつぎの二つを指摘した。「第一には、各国は、固定相場制下のような制度的な義務としてではないが、ドル相場維持につながる介入をおもに自国の負担において——対応するアメリカ自身の本格的介入および本格的赤字対策なしに——続けている。第二には、その結果各国通貨当局の手に累積する、自国の運転資金としての必要をこえるドル残高を、各国は事実上凍結している」。この二つの問題をこれまでの説明にもとづいてあらためて整理すれば、結局問題は第二の問題に集約できる。すなわち問題は、各国通貨当局とりわけ黒字国通貨当局が過剰ドル残高を凍結すること——アメリカにとつては債務の凍結、棚上げ——を余儀なくされているところにある。ここには、「ドル本位制」的な論理の強行と各国の貨幣主権の一定の制約がみられる。

だが、各国の「負担」、残高の「凍結」は、一面的に把握されるべきではない。すでに指摘した変動相場制の常態化の不可避性ととともに、金・ドル交換停止後一時中断されていたニューヨーク連銀の介入操作の復活継続、昨年(一九七八年)末のカーターのドル防衛政策の一環としての介入操作——これらの介入の原資は主にスワップという形で他国からの借金であるが——や、最近の過剰ドル処理のためのIMF代替勘定創設の論議——その性格と前途の検討はここでは割愛するが——などがある。これらはそれぞれに、各国の一方的負担の現在における限界を示すものである。

さらにいまひとつ重要なことは、「皮肉なことに、アメリカの国際収支赤字による巨額のドルのたれ流しは、世界的な構造不況のもとで、一面国際貿易の縮少を喰い止める役割をも果たしてきた」⁽⁵⁾、という側面である。各国独占資本にとつての共通利害としてのインフレ体制の維持——それはそれとして深刻な矛盾を顕在化させつつも——にとつてのドルたれ流しの意味が忘れられるならば、各国当局は今日のドル問題の一方的被害者でしかないかのように描き出されることになる。

このように、一方では金・ドル交換の直接の帰結としての変動相場制の常態化、他方ではドルたれ流しのなかでもアメリカ自身による介入や、過剰ドル残高処理問題への対応の必要が生まれる、という事態の中で、一面では「ドル本位制」的な強制力としての側面から、他面では国際的なインフレ体制維持とい

う側面から、各国とりわけ黒字国の負担における公的決済の事実上の凍結という形での、国際通貨関係の最小限度の安定を図るための国際通貨「協力」が行われているようにみえる。⁽⁶⁾民間取引におけるドルの中心国通貨としての地位そのものも、この「協力」なしには考えられないであろう。

だが、ともあれ、以上のスケッチからもわかるように、本稿第一章で考察したような国際通貨関係の一般論からは、このような各国による公的決済の事実上の凍結という事態はでてこない。一般論によってこのような問題の所在を抽出することができるとはいえ、その問題の具体的かつ理論的な解明の課題は、もはや国際通貨関係一般論——具体的な世界市場の問題や各国の政治的対立、抗争、妥協を捨象している、という意味での一般論——をこえるものである。その解明は、国際政治の問題を含む現実的な世界市場論によってはじめて可能なものである。そしてこうした問題を考えるさいにとりわけ重要なのは、国際通貨関係の上記のような意味での一般論と現実的な世界市場論——それ自体国際通貨関係論を構成部分としているのではあるが——とを結びつける重要な環としての国際通貨・金融「協力」の性格とその位置づけを明らかにすることではないか、と思われるのである。⁽⁷⁾

しかし、今日の国際通貨関係がかかえる問題点は何か、そうした現実的な問題を理論的に解明するためには問題はそのように設定されねばならないか、ということを正しく提起するため

にも、本稿第一章、第二章で行ったような検討があらためてなされる必要がある、と考えられるのである。

なおすでに詳論の余裕はないが、公定金価格の撤廃、IMFからの金の廃除について最後に簡単にふれておきたい。

本稿の分析からも明らかのように、金・ドル交換停止によってIMFの金関連条項がその意味を失うことは当然である。現在のIMFは、最終決済についてのルールを規定しえず、金にたいする独自の「管理」機能を失い、それゆえに、統一的な国際通貨制度としての意味を失った。こうしてIMFはたんなる各種融資機関、協議機関の地位に、ひとまず、後退している。⁽⁸⁾あたらしい国際的最終決済方式についてのルールが確立されないままに従来の金関連条項が存在するならば、それは事実上IMF保有金の「不胎化」を意味することになろう。もともと、IMF保有金の現在ののような形での放出については、民間人の金取引の自由化の方向とあわせてさらに具体的に検討されなければならない。過去の歴史からみれば、兌換制から不換制への移行は、民間人の金取引への規制強化ではあってもけっしてその逆ではなかった。不換制下におけるこのあたらしい事態は、たんに金の復権あるいは金廃貨などという漠たる定式化にとどまることなく、今日の金市場の役割を含めて、あらためて解明される必要があると思われる。

〈注〉

第二章

第一節

(1) 以下、IMF協定条文、「規程」条文の邦訳は堀江雄雄『国際通貨基金の研究』(岩波書店、一九六二年)の附録に、正文はIMF, *The International Monetary Fund, 1945—1965, Vol. III* (1969), によつてゐる。

第二節

(2) 高木暢哉氏は、ドルは不換通貨であるが、外国通貨当局保有のドルは「国際的信用通貨」である、とされている。アメリカ通貨当局にたいする金請求権という意味において、この通貨当局保有ドルは外国通貨当局とアメリカ通貨当局との間の信用関係をあらわしているというかぎりでは、氏の「信用通貨」という規定は——「通貨」という表現にはひっかかるが——一応妥当と考えられる。高木暢哉『現代不換通貨の価値』(未來社、一九七一年)第五章、第九章参照のこと。また用語の同一性という点にかぎってみれば、松村善太郎氏が「ドルは一オンス三五ドルで金との交換が保証されることから価値を有する金為替であり、金に対する請求権にすぎないもの……」(『国際通貨ドルの研究』ダイヤモンド社、一九六四年、四ページ、傍点—小西)、といわれている。

(3) 「ドル残高に対する金交換の保障があつてこそ、諸国通貨当局のドル為替の買支え、したがつて対ドル為替平価・固定相場制度の

維持が可能だからである。」(真藤素一前掲『国際通貨と金』一二六ページ)これはきわめて明快な説明である。なお、以下の行論で論じるいくつかの重要な点——協定上の金・ドル交換の位置、協定上の公的決済の方式の評価、など——に関しては相違があるが、本稿のこれまでの説明と基本的に一致するものとして、同書一四一—二六ページ参照のこと。

(4) たとえば桑野仁氏の前掲『国際通貨の諸問題』第一章、第二章、前掲『国際金融論』第三章から第五章、また西村閉也氏の金・ドル交換をアメリカの「好意による」ものとみる見解(渡辺佐平「金融論講義」法政大学出版局、一九七五年、所収の「セミナー」における発言—同書三〇五ページ)、など。松村善太郎氏も——さきの注(2)でみたように、一方では、金・ドル交換の「保証」と記されているのであるが——基本的に同様である(前掲書六七—七ページ)。

このような見解は各国の、一方的なドル相場維持義務の存在を認めることに、したがつてまた事実上「ドル本位制」の存在をIMF下で認めることに、客観的には、なるであらう。

(5) ここで誤解のないように付記しておけば、わたしは、金・ドル交換のアメリカ国内の根拠法が三四年金準備法であること、また同法においては財務長官に金一オンス三五ドルでの金・ドル・交換を制限ないし停止する権限が留保されていることを、否定したり、軽視してゐるのではない。

(6) 『日銀調査月報』一九七一年九月号(『変動期の国際経済』日本信用調査株式会社、一九七九年、十七ページに再録)参照のこと。なおつぎの記述参照のこと。

“The assumption of the obligation by the United States

with respect to buying and selling gold for dollars, which had been spelled out in a letter of May 20, 1949 from the Secretary of the Treasury to the Managing Director, was...” (IMF, *The International Monetary Fund, 1966-1971*, Vol. 1, 1976, p. 530.)

また邦文解説書では、私見のかぎりで、幸田精蔵編『外国為替論入門』(有斐閣、一九七五年)第六章(東京銀行の河西宏之氏執筆)で「周知の通り」(同書二三三ページ)としてこの通告がなされているほか、大蔵省の嶋平三郎氏が『国際通貨の歩み』(日本関税協会、一九七四年)一五四ページで同通告がなされている。

この「周知」のはずの通告が無視ないし看過されることが多かったのは、おそらく、IMF始動時には金・ドル交換はあまりにも当然のこととみなされていたために、記録上同通告が注意をひかなかったという事情によると思われる。IMFの *Annual Report* は一九七二年のそれでは、当然に、金・ドル交換停止に重要な位置を与える記述をしているが、一九五〇年のそれでは、四九年の各国の「平価」切り下げに大きくページをさく一方、同通告には全く関心を払っていない。また前掲 *The International Monetary Fund* も、一九六六年から七一年の時期を扱った一九七六年発行 Vol. 1, Narrative では金・ドル交換停止に関連して既述のように同通告にふれ、かつ重要な位置を与えているが、一九四五年から六五年の時期を扱った一九六九年発行 Vol. 1, Chronicle では同通告に関心を払っていない。

(7) IMF, *Supplement to International Financial News Survey*, Vol. 23, No. 32 (1971), p. 259, なお前掲『変動期の国際経済

旧IMFの国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義(下)

』十七ページ参照のこと。金・ドル交換停止に関するIMF自身の平価ならびに直後の措置については、同上書十八ページ、ならびに *Annual Report* (1972), pp. 1-2, p. 38, 参照のこと。

(8) 前掲『変動期の国際経済』九一ページ参照。

(9) 四九年の通告にふれたものではないが、アメリカ財務省は、「アメリカは一オンス三五ドル価格で無制約にドルを対価とした金の売買をなすことによって、アメリカの負うIMF平価維持の責め——もちろん通貨当局だけの責任であり、合法的な通貨政策目的のためでもあるが——を果たしている。」(アメリカ財務省「ドル防衛白書」海老沢道進他訳、ハルカン社、一九六八年、三七ページ)と述べている——もっとも六〇年代には各国通貨当局保有ドル残高がアメリカの金準備を上回っていく事態が進行し、アメリカはこの「責めを果」すことが困難となり、各国に金交換請求の「自粛」を求めるところ事態になっていたのではあるが。

また、一九五九年から七五年までニューヨーク連銀の外為担当副総裁としてアメリカの国際通貨・金融問題に関する実質上の責任者であったクームスは、より明確につきのように述べている。「IMF協定の条文に基づき Under the Articles of Agreement of the Monetary Fund、戦後のドルは、三四年に定められた金一オンス三五ドルに固定された had been pegged。米財務省は、IMF加盟国の通貨当局が要請すれば、無制限に without limit ドルの金交換に応じたり、金を買ったりして、一オンス三五ドルというドルの金平価を維持する義務を負うことになった had undertaken to maintain this gold par value。」(Charles A. Coombs, *The Arena of International Finance*, 1976, p. 5.——荒木信義

旧 IMF の国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義 (下)

訳『国際通貨外交の内幕』日本経済新聞社、一九七七年、一九ページ。このクームズの記述で注目すべきは、金一オンス＝三五ドルならびに金・ドル交換を協定条文に基づくものとして、さらにその国内法上の根拠について別の箇所で『米政府が四五年に行つた法的公約 the legal commitment assumed by the United States Government in 1945』(Ibid., p. IX, 邦訳三二頁)と記してゐることである。すなわち金・ドル交換の根拠をブレントンウッズ協定法 (IMF 協定受諾に関する米国内法) に求めていることである。同協定法は、ドルの「金平価」変更について議会の承認を条件とするることによつて金一オンス＝三五ドルを再確認固定化したものではあるが、直接に金・ドル交換を明記してはいない。したがつて法律解釈としてはクームズの見解には検討の余地があるが、当時、ドルの「金平価」維持は金・ドル交換と一体のものとしてみられていたであらうことが推測できる。また、一時期ニューヨーク連銀の Chief of the Foreign Research Division であつた Mirsolar A. Kriz も、三四年金準備法で財務長官に留保された金買入価格変更の権限は IMF 協定の受諾によつて、さらにブレントンウッズ協定法によつて制限された旨説明し、これに関連して金・ドル交換を法的義務とみなしてゐる ("Gold in World Monetary Affairs Today", *Essays in International Finance*, No. 34, June 1959, pp. 6-7)。松村善太郎氏は前掲書でこの Kriz の見解をひとつの解釈にすぎないこととされているが (同書六七七ページ)、解釈論は保留するとしても、七一年金・ドル交換停止時のアメリカ政府の態度、すなわち、金交換は停止するが「金平価」は維持するとした態度と、往時の「常識」との相違は興味あるものである。以上、四九年の通告に関連す

る問題として付記した次第である。

(10) 一九三六年と四三年に発表された John H. Williams の Key-Currency Plan につづく前掲 *The International Monetary Fund, 1945-1965*, Vol. III の一九一〜一九二頁の収録の同プラン抜粋参照のこと。これに対する当時の米英両当局の態度については、同上書 Vol. I, Chronicle の一六〜一八頁参照のこと。

(11) 協定正文の当該部分は "(ii) ten percent of its net official holdings of gold and United States dollars" である。これになつて第四条第一項 (a) の「平価」設定におけるドルは "the United States dollar of the weight and fineness in effect on July 1, 1944" である。比較された。

(12) このアメリカ自身の平衡操作の発端と経過については、クームズ前掲書と『東京銀行月報』一九六九年六月号三四ページ——これは *Federal Reserve Bulletin* 掲載のニューヨーク連銀担当者 (クームズ) がつてこの任にあつたことは既述のとおりである) の同操作に関する定期報告の最初の邦訳にさへしての「まぎがき」である——参照のこと。

(13) このような意味で、あらためて本章注 (9) を参照されたい。

(14) 前掲『金』一三二〜一三四ページ、他。

(15) 岡橋保『増訂金投機の経済学』(時潮社、一九七二年)の特に第七章、第八章、桑野仁前掲『国際通貨の諸問題』第五章、特に二六〜一三二ページ。同氏『国際通貨危機』(新日本出版社、一九六八年)一〇五〜一〇六ページ。同氏前掲『国際金融論』一六九〜一七〇ページ。今官謙二『現代資本主義と国際通貨体制』(汐文

社、一九七二年）三二～三四ページ。

(16) 国際経済学会編『国際通貨の現状とその展開——国際経済第二〇号』（日本評論社、一九六九年）所収の「合同討論」、特に九〇～九五ページ、『経済理論学会年報第七集』（青木書店、一九七〇年）所収の「討論」（一四九～一六六ページ）参照のこと。

(17) 前記注(15)の文献、特に桑野氏の著書参照のこと。同氏の批判がこのような含意で行われていることは、氏が三宅説批判と関連して、井汲氏を引き合いにだされていることによってもたしかめることができる。氏は三宅、井汲両氏の説を全く同一の見解だと断定されているわけではないが、本稿「はじめに」の注(7)で言及した井汲氏の「対内価値」「対外価値」分離論はまさに桑野氏らのこのような批判があてはまるものであった。岡橋氏の、三宅説は対内ドル⇌不換紙幣、対外ドル⇌信用貨幣という説だとする論断も、基本的には桑野氏の三宅説批判と同趣旨のものである。ただ桑野氏は「不換通貨説」の立場から、ドルの「価値」はどこまでもアメリカ国内での代表金量、たとえば一ドル⇌1.70オンスであるとし、岡橋氏は「度量標準説」の立場から、ドルの「価値」はどこまでも一ドル⇌1.35オンスだ、とされるわけである。

(18) 三宅氏は「為替相場の基準」と「基準為替相場」あるいは「公定為替相場」とを区別して使用されている。この両者の区別を無視ないし看過することが、さきの「二つの価値」論という評価につながっているのではないか、と思われる。この評価は三宅説の誤解にもとづくものである。とはいえ、各国通貨がドルにたいして「為替相場の基準」をおくという場合には問題はないとしても、ドルは金にたいして「為替相場の基準」をおく、という言い方は、適切な表

目 IMF の国際通貨制度の構造と金・ドル交換の意義 (下)

現とは思われない。そのような言い方は、あたかもドルの「金平価」が真実の金平価であるかのような誤解を生む表現だからである。したがって桑野氏らの批判は誤解によるものではない、一方では三宅氏の説明不足の感もある。

(19) たとえば前掲『金』の、九二～九七ページ、一〇五～一〇六ページ、一一二～一一三ページ。

(20) 本章の前記注(4)で記した桑野氏著書当該箇所、ならびに「シンポジウム・ドル威信と世界資本主義」(『中央公論』一九六八年五月号)参照のこと。

(21) 前掲『金』一一三～一二四ページ、一三三～一三四ページ参照。

(22) とはいえ桑野氏はつぎのようにはいわれる。「…、国内物価騰貴率、金『自由価格』騰貴率、為替相場低落率が一時的に一致しない事例はいくつもあった。そういう背離の存在した事実を、私はもちろぬ否定するわけではない。／＼ところが現在における一オンス三五ドルの問題は、上のような自由市場における変動による一時的な背離とはまったく性質を異にし、アメリカが、外国通貨当局保有ドルに対してときどき金を売り応じることによって、金の低い「公定価格」を三十年代にわたって人為的に維持しているという問題であるから、一時的現象としてかたづけられないものである。」(前掲『国際通貨の諸問題』一一九～一三〇ページ、傍点―小西)この記述によれば氏は、基本的には、金「自由価格」も通貨の代表金量から背離してはならない、と考えておられることになる。すなわち背離は一時的にしか許されないことになる。そして氏にとって問題は通貨の代表金量からの一時的背離か長期的背離かということであって、長期的背離を認める場合には通貨に「二つの価値」を認めることに

なる、というわけである。だが、さきの「二つの価値」云々の問題は通貨の代表金量が二種類あるのかどうか——当然あるわけがないが——という問題であり、金一オンス \equiv 三五ドルや金の市場価格の問題は、通貨の代表金量と現実の金との交換比率が一致するか、いちがうのか——すでにみたように不換制下ではいちがうことが生じうる——という問題である。したがって、この場合、問題の性質を大きくわかるものは、長期的か一時的かということ——このこと自体重要な問題であるとはいえ——ではなく、通貨の代表金量そのものについての問題か、それともこの問題と関係はあっても別の問題であるのか、ということにある。以上を念頭において以下の記述をみられたい。

(23) 桑野氏の批判にたいして三宅氏が、自分は「ドルが為替相場の基準を金に対して設定している」といっているのであって「対外価値」などというあい昧な言葉は使っていないはずである——もっとも三宅氏にも、私見では二例だけであるが、この使用例があるが(前掲『金』一〇六ページ、前掲『中央公論』一三二ページ)、それを「桑野さんが『対外価値』と誤訳をした、その誤訳に対する批判なので」これは自分の問題ではない(前掲『経済理論学会年報第七集』一五〇ページ)、とされたのもこれまでみてきたような含意からであろう。なお、桑野氏が強調されるように、金・ドル交換が「不等価交換」であり、金一オンス \equiv 三五ドルが、何らかの計画的規制力に基づき維持されているという意味で、「独占価格」であることは当然であり、三宅氏もまたこの点については同様であることを付記しておく(たとえば前掲『金』一三三—一三四ページ、「ドル体制は崩壊するか——座談会」『経済評論』一九六一年二

月号、一二九ページを参照のこと)。

第三節

(24) この第八条第四項(a)の条件確認の困難性という問題については掘江薫雄前掲『国際通貨基金の研究』一四六—一四七ページ参照のこと。

(25) 詳細は東京銀行調査部『ブレトン・ウッズ機構』(時事通信社、一九五〇年)一四一—一四三ページ参照のこと。

(26) 真藤素一氏はこの第八条第四項(a)についてつぎのように説明されている。「黒字国通貨当局は経常的な必要以上に過剰な赤字国通貨の決済を当該赤字国に要求する。赤字国通貨当局は決済を要求した黒字国の通貨または金をもって決済する。(第八条第四項 A a V)。かくて加盟国はまず自国為替市場において、理論的には全加盟国通貨の取引をなし——現実には主要国通貨に限定される——、それぞれについて一定の残高 \equiv 支払準備金を所有する。ついで外国所有の自国通貨の決済要請には、右の自国所有の相手国通貨で対応し、なお未決済残高があれば世界貨幣金で決済する。」(前掲『国際通貨と金』一二三ページ、傍点 \equiv 小西)この説明はさきの東銀調査部の解釈とも異なるように思われる。そうであるとすると、氏のこの説明は誤解であることにならう。本文で説明したように、この条文は氏の説明とは逆に「経常的な必要以上に過剰な赤字国通貨」残高の決済を直接には認めていないのである。

第四節

(27) この解釈については滝沢健三「戦後における金問題の推移」(『東京銀行月報』一九七八年一月号)五ページ参照のこと。ま

た同様の解釈として真藤素一前掲『國際通貨と金』二三九ページ参照のこと。

(28) 金市場の金価格が一オンス \equiv 三五ドル以上の場合には、各國通貨当局はアメリカ通貨当局から金・ドル交換によって金を入手し、その金を金市場で売ることによって利鞘を稼ぐことができる。したがって金市場における金価格高騰はこのようなルートをつうじてアメリカの金流出につながり、それがまたドル不安を強めさらなる金価格高騰につながるという悪循環が生じる可能性ももっていたのであり、通貨当局の金市場での金売買は、現実には、金の市場価格を公定価格に近づけるように機能するとはかぎらないのである。

(29) 公的価格規制がIMFの國際通貨制度においていかなる積極的意義をもっていたかを検討するためには、初期のプレミアム付金売買に関するIMFの態度、また米英間のブリッジ・オペレーションや金プール、さらに金の二重価格制度などのIMF協定外の各種國際通貨「協力」の検討を踏まえねばならないが、本稿ではつぎの点の指摘にとどめたい。すなわち、この公的価格規制はIMF「金平価」の擬制的性格に実効性を与えようとしたもの——もちろん、金の市場価格安定はIMF「金平価」の擬制的性格を本質的に変更するものではないが——であろう、ということである。

だがなお、金プールの一側面について付言しておけば、これはいりまでもなく、第四条第三項による通貨当局の金市場での金売買の効果も、IMFの機構外での制度をつうじて確保しようとしたものである。この制度下では、アメリカ以外の金プール参加國通貨当局による金放出という事実を別とすれば、アメリカ通貨当局はみずから、特定の民間人の非居住者にたいして、ドルの金量を一オンス \equiv

三五ドルと「保証」していたことになる。その民間人非居住者が自國で金取引を規制されておらず、さらにロンドン金市場での金取引を自由に行いうる場合には、一ドルを1.35オンスの金量にかえることが、アメリカ通貨当局の金売買による金の市場価格の安定化によって「保証」されているからである。だが、この場合にも、ドルが兌換通貨に復帰するものでないことは当然である。非居住者自体の金取引における諸制限は別としても、肝心のアメリカの居住者は金の所有すら原則として禁止されているからである。

(30) IMFの國際通貨制度を戦後のドル体制と區別し、前者がドル体制にくみこまれたとする見解は多いが、賛成できない。IMFの國際通貨制度は構造上そのままドル体制でもあるのである。なお、IMFの國際通貨制度の全面的分析のためには、「基金」の取引そのもの、「平価」変更、不足通貨条項、資本取引と經常取引の區別、一四条國、さらには管理機構等々多くの問題が制度論としても必要であるが、すでに多くの研究もあり、かつ本稿はIMF制度の全般的解説を意図しているものでもないので割愛する。

第三章

(1) 以上のことからまた、金の「二重価格」制とスミソニアン「体制」はきわめて不合理なものであったことがわかる。前者の時期に各國は——おもにかつての金・プール参加國であるが——、金・ドル交換が実質的に凍結されているもつとで、対ドル相場の維持を行っていたのであり、一方的負担を負っていたわけである。ただ金・ドル交換義務が公式に廢棄されていたわけではないという点を考慮すれば、各國はアメリカにたいして支払猶予を与えていた——あるい

は与えることを余儀なくされていた——ともいえよう。しかし肝心のアメリカが国際収支の改善を行わなかったのであるから、この支払猶予は無意味なものであったわけであり、各国の手元に過剰ドル残高がのこったまま金・ドル交換停止をむかえることになったのである。

スミソニアン「体制」にいたっては、公式にも金・ドル交換を允いたまま各国が相場維持義務——しかも依然として事実上の対ドル相場維持義務——を引き受けるのである。したがって基準相場の名称をセントラル・レートと呼び、相場の許容変動幅を拡大して相場維持の負担を多少緩和しても、そもそも制度の根幹に無理があったのである。

(2) ドルの性格変化のあらわれのひとつに、国際取引におけるドルの価格表示手段機能、また計算単位としての機能にたいする不信の顕在化があげられる。その具体例のひとつはSDR——この場合は計算単位としてのSDRであるが——の役割の増大である。だが、ここではSDRの全面的検討の余裕はない。

(3) 久留間健氏はこのことを「一國通貨が本来あるべき限度をこえて、国際通貨として機能している」と表現されている(前掲「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」二二二ページ、傍点・小西)。

(4) この過剰ドル残高の性格を考へるうえで分析を要する不可欠の課題として、ユーロ・ダラーやオイル・ダラーの問題がある。本章はこれらの問題を具体的に論じていないという大きな限界をもっているのであって、ここでの分析は試論の域をでないことをおこたわりしておきたい。

(5) 久留間健前掲論文、二一五ページ。

(6) 前記注(4)にも関係することであるが、今日の国際通貨関係を分析するためには、先進資本主義国間の関係だけに分析対象を限定することはできない。いわゆる「新国際経済秩序」の問題の位置づけが不可欠である。したがってここで述べた国際通貨「協力」の性格も、そのような問題の分析にもとづいて再把握されるべきものである。

(7) 「国際通貨問題に則していえば、民間投機が一般的な経済法則の執行者としての側面をもつとすれば、国際協力はそれにとたいする複数国家主権による介入としての意味をもっている。」(久留間健前掲論文、二一四ページ)

(8) ここでは新IMFの具体的検討の余裕はないが、IMF新協定(第二次改定協定)の解説としては『第四次国際決済銀行年次報告』(邦訳、十一房出版)、『東京銀行月報』(一九七七年十月号)、藤岡真佐夫監修、内海宇編著『新しいIMF』(外国為替貿易研究会、一九七六年)参照のこと。

(一九七九年九月)

〔付記〕 本稿は印刷前の原稿の段階で、久留間健氏に、前掲論文「不換ドルの国際通貨としての流通根拠」の注(3)において、「未発表ではあるが」として言及していたのであるが、その時点で本稿の標題は「旧IMFの国際通貨体制の……」となっていた。今回発表するにあたって、「はじめに」で記した趣旨から、標題を「体制」から「制度」にあらためたので、ここでおこたわりしておきたい。なお本稿は、久留間氏の前記論文に学んで、当初の原稿に修正、加筆したものである。